

平成 2 3 年 9 月 定例会（9 月 議会）

農 林 水 産 委 員 会

（所管事項関係）

提 出 資 料

平成 2 3 年 9 月 1 5 日

農 林 水 産 部

目 次

1	県産農畜産物等の放射性物質調査について 〔流通販売課、水田総合利用課、畜産振興課〕	(当日配布)
2	果樹産地再生対策の骨子案について〔団体指導室、流通販売課、園芸振興課〕	----- 1
3	戸別所得補償制度への加入状況について〔水田総合利用課〕	----- 5
4	米の先物取引（試験上場）について〔水田総合利用課〕	----- 9
5	県産材の需要拡大に関する検討会について〔林業木材産業課〕	----- 11

2 果樹産地再生対策の骨子案について

団体指導室
流通販売課
園芸振興課

本県の果樹産地が雪害から復旧し、より力強い産地として再生されるよう、収益性の高い樹園地への転換や担い手の育成強化、市場対応力の強化、加工施設の整備の促進など、生産から販売までにわたる対策を総合的に実施し、果樹農家が将来に向けて意欲を持って経営に取り組むことができる環境を整備する。

1 収益性が高く雪害に強い樹園地への再生対策

(1) 樹園地復旧対策の促進（拡充）

雪害により被害を受けた樹園地における補・改植、樹体や棚等の修復・再生に要する経費を助成する。

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 事業年度：平成23～24年度

(2) 県オリジナル品種の新改植の促進（拡充）

りんごの県オリジナル品種「秋田紅あかり」や「秋田紅ほっぺ」への転換を推進するため、苗木の無償配布を行う。

- ・ 事業主体：県（（社）秋田県果樹協会に業務を委託）
- ・ 配布目標：年間1万本程度（平成23年度は3,500本）
- ・ 事業年度：平成23～25年度

(3) 樹種複合化等の促進（拡充）

果樹農家の収益性の向上を図るため、ももやぶどう大粒種等といった市場性が高い樹種や品種の導入に要する経費を助成する。

- ・ 事業主体：果樹産地協議会
- ・ 事業年度：平成23年度～

※ 一定面積以上の改植については、国の果樹経営支援対策事業を活用し、当該事業の対象とならないものは、(1)の事業で助成

参考：果樹の改植等に係る国庫事業

- ① 果樹経営支援対策事業（2a以上）
 - ・ 対象：もも、ぶどう等への改植に係る経費
 - ・ 補助率：1／2
- ② 果樹未収益期間対策事業（5a以上）
 - ・ 対象：未収益期間の育成費
 - ・ 補助率：定額20万円/10a

(4) 山手から平坦地等への移動改植（拡充）

果樹作業や樹園地内の除雪の効率化を図るため、急傾斜地から平坦地等への移動改植に要する経費を助成する。

- ・ 事業主体：果樹産地協議会
- ・ 事業年度：平成 23 年度～
- ※ 一定面積以上の改植については、国の果樹経営支援対策事業を活用し、当該事業の対象とならないものは、(1)の事業で助成

参考：果樹の改植等に係る国庫事業

- ① 果樹経営支援対策事業（2 a 以上）
 - ・ 対 象：わい化りんごへの改植に係る経費
(山手の園地の伐採等も対象)
 - ・ 補助率：定額 32 万円/10a
- ② 果樹未収益期間対策事業（5 a 以上）
 - ・ 対 象：未収益期間の育成費
 - ・ 補助率：定額 20 万円/10a

(5) 園内道の整備等（新規）

防除作業の効率化や冬期間のアクセスの確保を図るため、園内道の新設及び付替え、補修等に要する経費を助成する。

- ・ 事業主体：共同防除組織等
- ・ 事業年度：平成 24～25 年度

2 産地再生をリードする担い手の確保・育成

(1) マッチングによる樹園地の利用集積（新規）

担い手への利用集積や平坦地等への移動改植に向けたマッチングを推進するため、推進員の配置や集積マップの作成を行う。

- ・ 事業主体：県
- ・ 事業年度：平成 24～25 年度

(2) 共同防除組織の育成強化（拡充）

担い手の高齢化等による組織の機能低下に対応し、適期防除を実施するため、共同防除組織の再編や体制の強化のための活動に要する経費を助成する。

ア 共同防除組織の再編・新設活動の支援

- ・ 事業主体：共同防除組織
 - ※ 平成 23 年度は、4 組織に各 100 千円を助成
- ・ 事業年度：平成 23～25 年度

イ 防除体制の強化のためのスピードスプレーヤーの導入等の支援

- ・ 事業主体：共同防除組織
- ・ 事業年度：平成 24～25 年度

ウ 防除技術の向上に向けた研修等の実施

- ・ 事業主体：県（（社）秋田県果樹協会に業務を委託）
- ・ 事業年度：平成 23～25 年度

(3) 果樹作業受託組織の育成（拡充）

摘果・摘葉や収穫等の作業のピーク時における雇用を安定的に確保するため、作業受託組織（コントラクター）を育成する。

- ・ 事業主体：県
- ・ 事業年度：平成23～25年度

(4) 果樹産地を支える担い手の育成（新規）

将来を担う若い担い手を中心に、技術力や経営力の向上を図るため、新技術や経営マネジメント等の研修を実施する。

- ・ 事業主体：県（（社）秋田県果樹協会に業務を委託）
- ・ 事業年度：平成24～25年度

3 担い手の経営を支える制度資金の創設

別紙のとおり

4 市場競争力の強化や加工による付加価値の向上

(1) 県オリジナル品種の販売力の強化（拡充）

りんごの県オリジナル品種を中心に市場競争力を強化するため、一元出荷・販売体制を整備し、市場等におけるプロモーション活動を展開する。

- ・ 事業主体：県
- ・ 事業年度：平成23～25年度

(2) 果実加工施設の整備の促進（新規）

果実の高付加価値化のため、加工施設の整備計画の具体化や新商品の開発等に要する経費を助成する。

- ・ 事業主体：市町村、農業団体等
- ・ 事業年度：平成23～24年度

【参考】目標とする指標（出典：県果樹農業振興計画等）

- りんごの「ふじ」の品種構成比率
65%（平成21年） → 50%（平成32年）
- りんごのわい化栽培比率
30%（平成21年） → 40%（平成32年）
- 目指す果樹経営の類型例
りんご単一経営 3ヘクタール
りんご樹種複合 2ヘクタール + もも 1ヘクタール
- 共同防除組織によるりんご園の防除カバー率
41%（平成21年） → 50%（平成25年）

果樹産地再生支援資金（仮称）の創設について

1 趣 旨

平成22年12月以降の豪雪（以下「22年豪雪」という。）により、果樹施設及び樹体等に被害を受けた果樹農家が、今後も意欲を持って果樹栽培を継続するとともに、将来にわたって産地を維持・発展させていくために必要な資金を確保するため、農家の多様なニーズに対応した総合的な制度資金を創設する。

2 事業内容

(1) 資金使途

ア 樹園地復旧資金

- ・ 補改植及び樹体・棚等の修復に係る経費（苗木、資材、借上料、雇用労賃等）
- ・ 樹園地復旧のために借り入れした営農維持緊急支援資金等の借り換え

イ 果樹育成資金

- ・ 補改植樹木が成熟するまでの間（未収益期間）の当該樹木の育成費（肥料・農薬・雇用労賃等）

ウ 減収補てん資金

- ・ 豪雪被害又は補改植による減収に伴い不足となる農業経営費

エ その他果樹産地の振興に必要な資金

- ・ 樹園地集積に係る経費、規模拡大に係る経費、新規参入に係る経費、廃園（伐根等）に係る経費

オ 営農負債一本化資金

- ・ 既往の営農債務一本化（借換）

(2) 融資対象者

次のいずれかに該当する果樹栽培農業者（法人、任意組織を含む）

ア 22年豪雪被害農業者

イ 補改植実施農業者

ウ 規模拡大又は新規参入農業者

(3) 融資限度額 個人：1,800万円、法人：3,600万円（特認：必要な額）

(4) 貸付利率 0.5%（ただし、2の(1)のオについては1.0%） （※融資機関資金を原資とした利子補給方式とする）

(5) 融資期間 平成24年1月1日～平成28年12月31日

(6) 融資機関 農業協同組合、銀行、信用金庫等

(7) 償還期限 15年以内（うち据置5年以内）

3 戸別所得補償制度への加入状況について

水田総合利用課

平成23年度の戸別所得補償制度への加入状況については、昨年度、様子見していた農家が、米の所得補償交付金等のメリットを感じて加入に転じたことなどから、本県の加入率は、昨年度の92.9%から94.8%に増加した（面積ベース）。

1 加入申請件数（7月末現在）

加入申請件数は、44,918件と昨年度の実績に比べ、1,300件余り増加（前年度比103%）した。また、法人化の進展に伴い、集落営農組織から法人へ移行して加入する事例が見られた。

【経営形態別の加入申請件数】

（単位：件、戸）

区 分		加入申請 件 数 A + B + C	経営形態別			
			個 人 A	法 人 B	集落営農 C	構成戸数
秋 田 県	H23	44,918	44,193	239	486	10,403
	H22	43,557	42,854	206	497	10,947
全 国	※H23	1,192,576	1,178,115	7,109	7,352	236,388
	H22	1,163,090	1,149,505	6,187	7,398	238,277

注）全国欄の※H23の数値は、被災5県等が申請延長のため途中の集計分

【交付金別の加入申請件数（秋田県）】

（単位：件）

加入申請件数	米の 所得補償交付金	畑作物の 所得補償交付金	水田活用の 所得補償交付金
44,918	39,233	4,723	34,546

2 米の所得補償交付金の申請面積（7月末現在）

米の所得補償交付金の申請面積は74,423haで、生産数量目標の換算面積（米の配分面積）が減少したにもかかわらず、加入申請件数が増加したことから、昨年度（74,975ha）と同程度になっている。

これにより、生産数量目標の換算面積をもとにした加入率は、昨年度の 92.9% から 94.8% に増加した。

(単位:ha、%)

区 分	面 積		加入率	
	申請面積	生産数量目標 換算面積	H 2 3	H 2 2 (参考)
秋 田 県	74,423	78,481	94.8	92.9
全 国	※950,728	※1,196,720	※79.4	73.2

注1) 申請面積は、自家消費米相当分として、一律10a 控除する前の面積

注2) H23の全国欄の数値※は、被災5県を除くデータ（申請延長のため未集計）

3 畑作物の所得補償交付金の申請面積（7月末現在）

畑作物の所得補償交付金の申請面積は、麦・大豆とも前対策の水田経営所得安定対策と、ほぼ同程度となっている。

(単位 : ha)

区分	麦	大豆	そば	なたね	計
H23	403	7,575	2,127	89	10,194
※H22	451	7,536	－	－	－

注) ※H22 : 水田経営所得安定対策の申請面積

4 水田活用の所得補償交付金の申請面積（7月末現在）

申請面積では、大豆が最も多く約 7,500ha で、次いで加工用米となっている。飼料用米などの新規需要米が増え、米による転作が増加した。

(単位 : ha、%)

区分	麦	大豆	飼料 作物	米粉 用米	飼料 用米	WCS 用稲	加工 用米	その 他	計
H23	402	7,540	1,970	665	1,845	991	7,466	9,818	30,697
H22	464	7,775	1,996	746	747	665	7,966	7,349	27,708
比率	86.6	97.0	98.7	89.1	247.0	149.0	93.7	133.6	110.8

5 戸別所得補償制度による交付金見込（試算）

7月末現在の申請面積から試算すると、次のとおりの交付金が見込まれる。

- 米の所得補償（定額部分）は、昨年度とほぼ同じ約105億円の交付
- 畑作物の所得補償は、麦・大豆の交付単価の増額や、そば、なたねが対象に加わったことにより、約26億円の交付
- 水田活用の所得補償は、高単価の新規需要米の拡大などにより、昨年度に比べて16億円増の約102億円の交付

3つの交付金の合計（米の変動部分を除く）では、約234億円で昨年度より25億円ほどの増額交付と見込まれる。

区 分	作 物 名	交付面積 (ha)	交付単価 (円/10a)	交付金額 (百万円)	H22交付実績 (百万円)
米の 所得補償	定額部分	70,500	15,000	10,575	10,582
	変動部分		—		10,653
	小計			10,575	21,235
畑作物の 所得補償	麦	403	26,288	106	前対策の水田経営所得安定対策等 1,503
	大豆	7,575	28,841	2,185	
	そば	2,127	13,511	287	
	なたね	89	7,341	7	
	小計			2,585	1,503
水田活用の 所得補償	麦・大豆・飼料作物	9,912	35,000	3,469	3,570
	新規需要米	3,501	80,000	2,801	1,727
	そば・なたね・加工用米	9,482	20,000	1,896	1,984
	産地資金	—	—	2,056	1,351
	小計			10,222	8,632
合計(米の変動部分除く)				23,382	20,717

1 米に対する助成

米の所得補償交付金
(岩盤対策)

1. 5万円／10a

米価変動補てん交付金
(下落対策)

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

2 畑作物の所得補償交付金 (H23年から)

面積払(営農継続支払)

前年産の生産面積に基づき交付

2. 0万円／10a

数量払

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

3 水田活用の所得補償交付金 (転作助成金)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円／10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円／10a

産地資金

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

4 米の先物取引（試験上場）について

水田総合利用課

（株）東京穀物商品取引所と関西商品取引所は、8月8日に、72年ぶりとなる米の先物取引を開始した。今後2年間の期限付きで試験上場が行われ、その結果を検証して、本上場の認可・不認可が判断される。

1 先物取引とは

- 特定の商品（米）を将来の決めた日に、あらかじめ決めた価格で売買の約束をする取引である。

現物の受渡しによる決済のほか、契約期限が到来するまでは、途中で転売・買い戻しをして差額を決済することが可能な仕組みになっている。

- 先物取引の機能としては、
 - ・ 公正・透明で信頼性の高い指標価格の提供
 - ・ 価格変動のリスク回避・軽減などがある。

2. 経緯

平成17年12月	(株)東京穀物商品取引所等が米の先物取引の試験上場を申請
	〔 国は、「生産調整に支障を及ぼす恐れがある」との理由で不認可とした。 〕
平成23年3月8日	試験上場を再申請
	〔 背景として、戸別所得補償制度が導入される一方、米の価格決定を市場に委ねる仕組みに転換されたことや、米の需給調整が生産者の経営判断による選択制に転換されたことなどがある。 〕
平成23年7月1日	農林水産省が試験上場を認可
平成23年8月8日	取引開始

3 農林水産省の認可

- 先物取引の試験上場については、商品先物取引法上、次に該当しない場合は認可しなければならないとされている。
 - ・ 先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないこと
 - ・ 生産及び流通に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあること
- 農林水産省は、「不認可にする理由が見当たらない」として認可した。

4 賛成・反対の主な論点

- 生産調整の誘導策との整合性
〔 戸別所得補償制度は、米の生産調整の達成を要件としており、前回申請時と同じでは・・・ 〕
- 戸別所得補償制度との関係
〔 先物取引で価格変動のリスクヘッジが出来るなら、戸別所得補償制度に加入する必要はなく、現行制度と矛盾するのでは・・・ 〕
- マネーゲームへの懸念
〔 主食である米を投機の対象としてよいか・・・ 〕
- 震災復興の最中の上場
〔 東日本大震災の被災地の早急な復興等を図ることが先決では・・・ 〕

5 これまでの取引状況

- 取引開始日の8月8日、東京穀物商品取引所では、値幅制限の上限を超える買い注文が殺到し、取引が不成立で終了した。関西商品取引所では、1俵19,210円の高値でスタートした。
- 開始初日の荒っぽい値動きから、その後は15千円台で推移し、上場から1ヵ月経過したが、取引は低迷している。
- 現在、収穫期を迎え、米卸業者が23年産米の仕入れを本格化する時期にあり、現物の手当を優先していることや、米の先物取引が初めての業者が多く、一連の取引の様子見していることなどが、取引低迷の要因となっている。

6 本上場の認可基準

- 試験上場後（2年後）に本上場する場合は、商品先物取引法における次の基準を満たした上で、改めて、農林水産大臣の認可を受けることが必要となる。
 - ・ 先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれること
 - ・ 申請者が当該上場商品等の生産及び流通を円滑にするため必要かつ適当であること

7 適正な監視と十分な検証

- 県として、次の事項について国に要請している。
 - ・ 価格の乱高下などにより、米の生産現場や流通・消費に混乱が生じないよう、市場の管理・監督を適切に行うこと
 - ・ 戸別所得補償制度との整合性が保たれているかなど、現行の米政策との関係を十分に検証すること

5 県産材の需要拡大に関する検討会について

林業木材産業課

1 目的

東日本大震災後に木材の流通が変化していることを踏まえ、今後の県産材の需要拡大を図るため、具体的な取組の方向性を探る場として、「県産材の需要拡大に関する検討会」を設置した。

2 構成

- ・ 木材加工部門：2名（製材、建設産業サポーター）
- ・ 木材流通部門：3名（商社、卸売）
- ・ 住宅産業部門：2名（建築設計、住宅メーカー）
- ・ 木材関連一般：1名（財団法人秋田県木材加工推進機構）
- ・ オブザーバー：2名（秋田県立大学木材高度加工研究所、東北森林管理局）
- ・ 県

3 開催のスケジュール

検討会は平成23年度に5回程度開催（2カ月に1回程度）し、年度末に最終とりまとめを行う予定。

なお、第1回検討会は9月5日に開催した。

4 第1回検討会の概要

被災地の被害状況（別添）や国産材を取り巻く状況等について説明し、意見交換を行った。

【委員から出された主な意見】

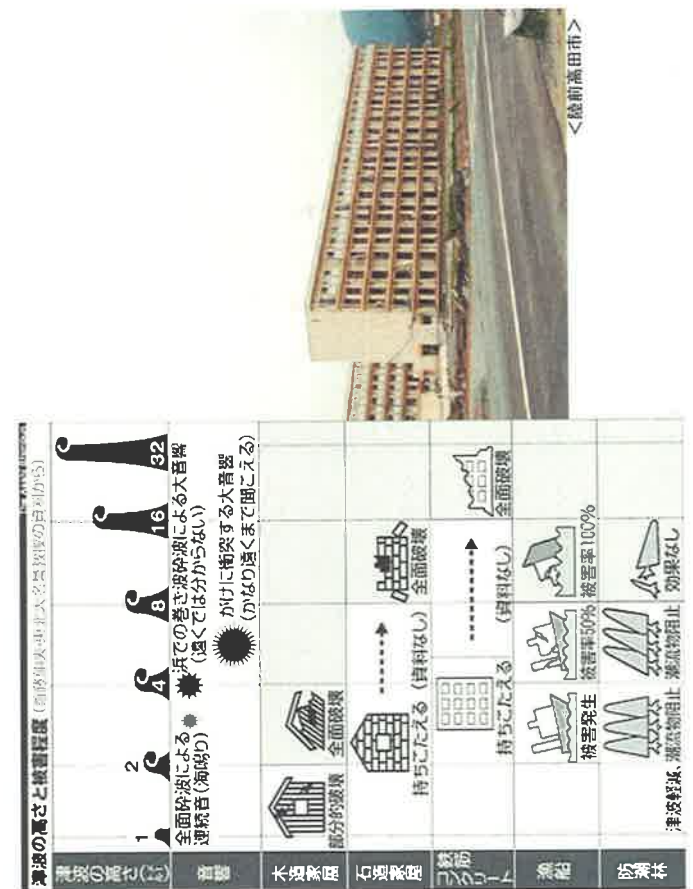
- ① 復興住宅等への県産材の需要拡大に向けた取組について
 - ・ 乾燥材等、品質・性能の確かな製品の大ロットでの供給が必要。
- ② 首都圏等大消費地への県産材の需要拡大に向けた取組について
 - ・ 首都圏及び被災地等への流通促進のための支援をすべきではないか。
- ③ 県産材の需要拡大方針の作成に関すること
 - ・ 復興需要のみではなく、長期的な需要拡大を考えていくべき。

（別添資料）

第1回検討会で報告のあった「東日本大震災により被災した住宅等建築物などの状況」

報告者：山内 秀文 木材高度加工研究所准教授

津波による被害



木造でも、平面構造によって、あるいは大きな建物の影などでは残存するものあり

海沿いの大規模木造建物。軸材はしっかりしているが外壁などはすべて破壊

戸建て住宅の破壊状態



その多くが土台より上部の構造を残していない



土台の割裂・折損



ナットが見られないアンカーボルト



HD金物部での木材損傷(割裂)



柱を留めていたと思われる金物

異常な破壊を伴う被災例



木造仮設住宅

